

大網白里市告示第 3 号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域及び同法第4条第1項の規定による当該地域についての規制基準を次のとおり定める。

平成25年1月1日

大網白里市長 金 坂 昌 典

1 規制地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により同項第1号に規定する用途地域として定められた地域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号に規定する規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度（単位 ppm）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1

トルエン	1 0
スチレン	0. 4
キシレン	1
プロピオン酸	0. 0 3
ノルマル酪酸	0. 0 0 1
ノルマル吉草酸	0. 0 0 0 9
イソ吉草酸	0. 0 0 1

(2) 法第4条第1項第2号に規定する規制基準

前号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

(3) 法第4条第1項第3号に規定する規制基準

特定悪臭物質の種類	工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量	排出水中の濃度の許容限度(単位 1リットルにつきミリグラム)
メチルメルカプタン	0. 0 0 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 0 3
	0. 0 0 1立方メートル毎秒を超え、0. 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 0 0 7
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0. 0 0 2
硫化水素	0. 0 0 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 1
	0. 0 0 1立方メートル毎秒を超え、0. 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 0 2
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0. 0 0 5

硫化メチル	0.001立方メートル毎秒 以下の場合	0.3
	0.001立方メートル毎秒 を超え、0.1立方メートル 毎秒以下の場合	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超 える場合	0.01
二硫化メチ ル	0.001立方メートル毎秒 以下の場合	0.6
	0.001立方メートル毎秒 を超え、0.1立方メートル 毎秒以下の場合	0.1
	0.1立方メートル毎秒を超 える場合	0.03